

令和8年

防犯カメラ設置事業補助金申請の手引き

四国中央市



目次

1 制度の概要	2
(1) この制度の目的	2
(2) 補助を受けることができる団体	2
(3) 防犯カメラについて	2
(4) 補助の対象となる経費	2
(5) 補助率、補助金額、回数の制限など	2
(6) 補助金申請のための条件	2
2 補助金交付までの流れ	3
(1) 防犯カメラを設置しようとする団体内での検討	3
(2) 市との事前協議	3
(3) 関係者との調整	3
(4) 申請書類の作成・提出	3
(5) 補助金交付決定通知が送付された後、工事を開始	4
(6) 防犯カメラ設置後、実績報告	4
(7) 補助金交付額確定通知の送付	4
(8) 補助金の請求	4
(9) 補助金の交付	5
3 補助金により設置した防犯カメラの運用	6
(1) 維持・保守点検	6
(2) 事故の対応	6
(3) 防犯カメラの管理	6
(4) 映像データの保存・廃棄	6
(5) 映像データの外部提供	7
4 申請様式及び記載例	8

1 制度の概要

(1) この制度の目的

自治会等が防犯カメラを設置する際の費用を補助することで、地域における犯罪の発生を抑止し、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを推進することを目的としています。

(2) 補助を受けることができる団体

この制度で補助金の申請を行うことができるのは、地域住民で構成され、地域に根差した活動を行っている自治会等の団体です。

(3) 防犯カメラについて

この制度では、犯罪の予防を目的として公道等（不特定多数の者が往来する私道等を含む）や公園、広場等の公共の場所を撮影するために固定して設置するカメラを防犯カメラとし、それにより撮影した映像などを記録、表示する機器を含めて、防犯カメラシステム構成機器と呼びます。

(4) 補助の対象となる経費

防犯カメラシステム構成機器の購入・設置工事費用、防犯カメラを設置していることを示す表示板や機器を収納する施錠設備の購入費用、カメラを取り付ける支柱の設置費用が補助の対象です。

※注 既設カメラの撤去・移設・修繕のための費用や、設置場所の造成・建設・賃借等のための費用は対象外です。

(5) 補助率、補助金額、回数の制限など

- 補助率は、経費の5分の4（1000円未満切り捨て）
- 補助金額の上限は、1箇所につき250,000円
- 補助を受けられる回数は、1団体につき、当該年度に2箇所まで

（補助金交付額の例）

A) 補助対象経費が25万6,000円の場合

$$256,000 \times 4/5 = 204,800 \Rightarrow 20万4,000円$$

（1,000円未満切り捨て）

B) 補助対象経費が32万円の場合

$$320,000 \times 4/5 = 256,000 \Rightarrow 25万円（補助金額上限）$$

(6) 補助金申請のための条件

- 不法投棄を除く街頭犯罪の発生の抑止を目的として防犯カメラを設置すること。
- 撮影の場所や範囲が公道等（不特定多数の者が往来する私道等を含む）、公園、広場等の公共の場所であり、特定の個人や私有共有財産の保護、管理のために設置するものではないこと。

- 防犯カメラを設置していることや設置した団体の名称を防犯カメラ設置場所付近に掲示すること
- 防犯カメラの設置について、設置場所の所有者や管理者から同意を得ており、周辺の住民から合意を得ていること
- 設置した防犯カメラを24時間稼働させること
- 補助金の申請をした年度内に防犯カメラを設置し、設置にかかった経費に関する支払いを完了させること

2 補助金交付までの流れ

(1) 防犯カメラを設置しようとする団体内での検討

団体内で設置場所、設置するカメラの台数や機器の保管場所などを検討し、団体内で設置に関する合意形成や承認を得てください。

(2) 市との事前協議

団体内で検討し、想定している防犯カメラの設置場所などについて市の担当と協議を行います。

その際、防犯カメラの設置を想定している場所の位置や設置場所の状況が判明する資料（写真や画像など）を持参してください。

※注 事前協議を行わない場合、申請が行えません。必ず事前協議を行ってください。

(3) 関係者との調整

防犯カメラを設置しようとする場所の土地や建物を所有、管理する者と協議し、設置に関する同意を得る。

防犯カメラを設置しようとする場所周辺の住民に設置に関する説明を行い、合意を得る。

防犯カメラの購入に関する見積りや設置工事の見積りを依頼し、設置業者を選定する。

(4) 申請書類の作成・提出

次の各書類を作成し、市に提出

番号	書類名	記載例など 掲載ページ
1	補助金交付申請書	9、10
2	防犯カメラ設置等計画書	11、12
3	防犯カメラの設置位置及び撮影範囲を図示した図面	19、20
4	防犯カメラを設置する場所の所有者等の権利者から、同意又は許可が得られていることを証する書類	21 - 24
5	防犯カメラの設置が申請団体の総会等により決定したことを証する議事録等	—

6	申請団体の定款、会則、規約等団体の存立を定めた規定、役員名簿	—
7	補助対象経費が判明する見積書、見積明細書	—
8	設置する防犯カメラの仕様が判明する仕様書、カタログ等	—
9	申請団体において定めた防犯カメラの管理運用に関する規定	25 - 27
10	収支予算書	—

- (5) 補助金交付決定通知書が送付された後、工事を開始
申請をいただいた後、事業の内容を審査し、市から申請団体の住所に宛てて、四国中央市防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書を送付します。
補助金交付決定通知書が到着した後、工事業者に連絡し、工事を開始してください。

※注 交付決定通知が到着した後、防犯カメラの設置費用が増減する等、当初の見積内容から変更が生じた場合、変更の申請が必要となりますので、変更を把握したときは、速やかに市に連絡をお願いします。

- (6) 防犯カメラ設置後、実績報告
防犯カメラ設置工事が完了、代金等を支払い後、次の各書類を作成し、市に提出

番号	書類名
1	設置した防犯カメラの現況写真
2	設置した防犯カメラにより撮影された画像を印刷した資料
3	防犯カメラの設置に係る費用の領収書及びその内訳書
4	収支決算書

- (7) 補助金交付額確定通知書の送付
提出いただいた実績報告を確認し、市から申請団体の住所に宛てて、四国中央市防犯カメラ設置事業補助金交付額確定通知書を送付します。

- (8) 補助金の請求
補助金交付決定通知書を受領後、次の書類を作成し、市に提出

書類名	記載例など掲載ページ
四国中央市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書	17、18

※注 提出にあたり、補助金の振り込み先となる団体等名義の預金口座が必要です。

(9) 補助金の交付

請求を受けた補助金を指定された預金口座に振り込み、補助金を交付します。

○ 問い合わせ・申請書類提出先

四国中央市三島宮川4丁目6番55号

四国中央市 市民部市民課 暮らしの相談センター

電話番号 0896-28-6143

提出書類の様式は、市ホームページからダウンロード可能なほか、担当課窓口でも配布しています。

申請に関するお問い合わせや提出書類の作成方法などはお問い合わせください。

3 補助金により設置した防犯カメラの運用

(1) 維持・保守点検

設置した防犯カメラの維持は、設置団体が行う必要があります。

日ごろから必要な保守点検を行っていただき、防犯カメラが正常に作動していること、映像が記録されていることを確認してください。

防犯カメラの使用や撮影した映像等の提供状況は適宜記録し、団体で保管してください。

防犯カメラの稼働状況や、防犯カメラの使用、映像等の提供状況に関する記録は、必要により市から報告を求める場合があります。

(2) 事故の対応

自治会等の団体が所有し、設置している防犯カメラが第三者に被害を生じさせた等の事故が発生した場合、防犯カメラの所有団体が管理責任を問われ、損害賠償を負う可能性があります。

団体の所有物等が他人に与えた損害を補償する賠償責任保険等の加入をご検討ください。

(3) 防犯カメラの管理

防犯カメラの設置団体は、防犯カメラを設置、運用するにあたって、その適切な管理を図るために、管理責任者及び操作責任者を選任してください。管理責任者とは…防犯カメラの映像データの管理や機器の維持保全についての責任者

操作責任者とは…外部提供のための映像データ抽出など、機器を操作することについての責任者

※注 団体内での役員交代などに伴い、各責任者が交代する場合には市担当課までご連絡をお願いします。

(4) 映像データの保存・廃棄

防犯カメラにより撮影された映像データは施設設備のある場所で、原則、撮影から2週間程度保存してください。（記録媒体の記録上限を超過した場合に自動的に古い映像データが消去、上書きされるものを可とします。）

映像データが記録されていた記録媒体（SDカード、HDD、SSD等）を廃棄する際は、破砕等により確実な処分をお願いします。

(5) 映像データの外部提供

防犯カメラにより撮影された映像は、個人等が外見により特定できるため、個人情報にあたります。

映像データが外部に流出した場合、設置団体は管理責任を問われるおそれがありますので、その取扱いには十分注意していただき、慎重な管理をお願いします。

防犯カメラ設置団体は、防犯カメラにより撮影した映像データを設置の目的である街頭犯罪の予防以外の目的で利用又は提供してはいけません。

例外として、

- 法令に基づき提供する場合
- 捜査機関から犯罪の捜査等のために照会があった場合
- 人の生命、身体または財産の保護のため、緊急に必要があると認められる場合

のいずれかに該当するときは、映像データの外部提供が可能です。

※注 団体内で提供の可否判断が困難な場合は市担当課にご相談ください。

4 申請様式及び記載例

様式第1号（第8条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

四国中央市長 様

申請団体 所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

補助金の交付を受けたいので、四国中央市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

設置予定場所	
事業実施期間	
総事業費	
交付申請額	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 設置位置及び撮影範囲を示した図面
- (3) 設置する場所の所有者、管理者等の承諾又は許可が得られていることを証する書類
- (4) 設置する地域の自治会における総会の議事録その他合意の形成を証する書類
- (5) 申請団体の定款、規約、会則その他団体の存立を定めた規定及び役員名簿
- (6) 見積書その他補助対象経費の算出の根拠となる書類
- (7) 防犯カメラの仕様が判明する仕様書、カタログ等
- (8) 収支予算書
- (9) 市長が必要と認める書類

補助金交付申請書

令和〇年〇月〇日

四国中央市長 様

申請団体 所在地 四国中央市〇〇1-2-3
 団体名 〇〇自治会
 代表者氏名 四中 太郎
 電話番号 000-0000-0000

所在地は代表
 者住所を記載
 してください。

補助金の交付を受けたいので、四国中央市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

設置予定場所	四国中央市〇〇1-1-1
事業実施期間	令和〇年〇月〇日 から 設置工事完了日までの間 ※実施期間の始期は申請日と同じ日付でかまいません
総事業費	300,000 円
交付申請額	240,000 円 ※交付申請額は、総事業費の5分の4か上限額の25万円 のどちらか低い方、1000円未満の額は切り捨てです。 記載例の場合であれば、 $30 \times 4/5 = 24$ で24万円が申請額と なります。

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 設置位置及び撮影範囲を示した図面
- (3) 設置する場所の所有者、管理者等の承諾又は許可が得られていることを証する書類
- (4) 設置する地域の自治会における総会の議事録その他合意の形成を証する書類
- (5) 申請団体の定款、規約、会則その他団体の存立を定めた規定及び役員名簿
- (6) 見積書その他補助対象経費の算出の根拠となる書類
- (7) 防犯カメラの仕様が判明する仕様書、カタログ等
- (8) 収支予算書
- (9) 市長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

事業計画書

団体名			
管理責任者			
防犯カメラ設置場所			
設置場所の所有者 又は管理者の氏名			
設置場所の所有者 又は管理者の同意	<input type="checkbox"/> あり（ 年 月 日）		
防犯カメラ設置場所 周辺住民の同意	<input type="checkbox"/> あり（ 年 月 日）		
防犯カメラを構成する機器	機器名	数量	機器の仕様及び設置場所
	カメラ		
	レコーダー		
	モニター		
	その他関連機器		
	防犯カメラの設置を明示する標識		

団体名	〇〇自治会		
管理責任者	四中 太郎		
防犯カメラ設置場所	四国中央市〇〇1-1-1		
設置場所の所有者 又は管理者の氏名	宇摩 一郎		
設置場所の所有者 又は管理者の同意	<input checked="" type="checkbox"/> あり（令和〇年〇月〇日）		
防犯カメラ設置場所 周辺住民の同意	<input checked="" type="checkbox"/> あり（令和〇年〇月〇日）		
防犯カメラを構成する機器	機器名	数量	機器の仕様及び設置場所
	カメラ	1台	別添資料のとおり ※欄内に詳細を記入しきれない場合は、機器の機能などがわかる資料を添付してください。
	レコーダー	1台	同上
	モニター	1台	同上
	その他関連機器		
	防犯カメラの設置を明示する標識	1枚	同上

様式第5号（第10条関係）

事業変更等申請書

年 月 日

四国中央市長 様

申請団体 所在地
団体名
代表者氏名

年 月 日付け 第 号にて交付決定を受けた事業の内容に変更等が生じたため、四国中央市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請事由 変更 ・ 中止 ・ 廃止
- 2 申請の内容

事業変更等申請書

年 月 日

四国中央市長 様

申請団体 所在地
団体名
代表者氏名

申請時に記入した所在地、
団体名、代表者氏名を記入

年 月 日付け 第 号にて交付決定を受けた事業の内容に変更等が生じたため、四国中央市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請事由

変更 ・ 中止 ・ 廃止

2 申請の内容

事業の内容に変更が生じた場合や、事情により事業を中止、廃止する場合は、該当する申請事由を○で囲む

2 申請の内容に変更点などを記入するか、変更点がわかる資料を添付し、「別添資料のとおり」と記載する。

様式第7号（第11条関係）

実績報告書

年 月 日

四国中央市長 様

申請団体 所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった補助事業について、事業が完了したので、四国中央市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

設置場所	
事業実施期間	
総事業費	
交付申請額	

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 防犯カメラの設置状況の写真
- (2) 防犯カメラで撮影した画像
- (3) 領収証の写しその他補助対象経費の支出の根拠となる書類
- (4) 収支決算書
- (5) 管理運用規定
- (6) 市長が必要と認める書類

実績報告書

年 月 日

四国中央市長 様

申請団体 所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知があった補助事業について、事業が完了したので、四国中央市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

設置場所	四国中央市〇〇1-1-1
事業実施期間	令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間 ※実施期間の始期は申請日、終期は工事代金の領収証の日付けを記入。
総事業費	300,000 円
交付申請額	240,000 円

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 防犯カメラの設置状況の写真
- (2) 防犯カメラで撮影した画像
- (3) 領収証の写しその他補助対象経費の支出の根拠となる書類
- (4) 収支決算書
- (5) 管理運用規定
- (6) 市長が必要と認める書類

補助金交付請求書

年 月 日

四国中央市長 様

申請団体 所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で 通知があった補助金について、四国中央市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付請求額 円

3 振込先

金融機関名							
支店名							
預金種別	普通・当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義人							

備考

- 1 振込先の口座名義は、請求者本人の口座に限ります。
- 2 口座通帳の見開き1ページ目の写しを添付してください。

補助金交付請求書

年 月 日

四国中央市長 様

申請団体 所在地
 団体名
 代表者氏名

申請時に記入した所在地、
 団体名、代表者氏名を記入

年 月 日付け 第 号で 通知があった補助金について、四国中央市防犯カメラ設置事業費補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 交付確定額 240,000 円
- 2 交付請求額 240,000 円

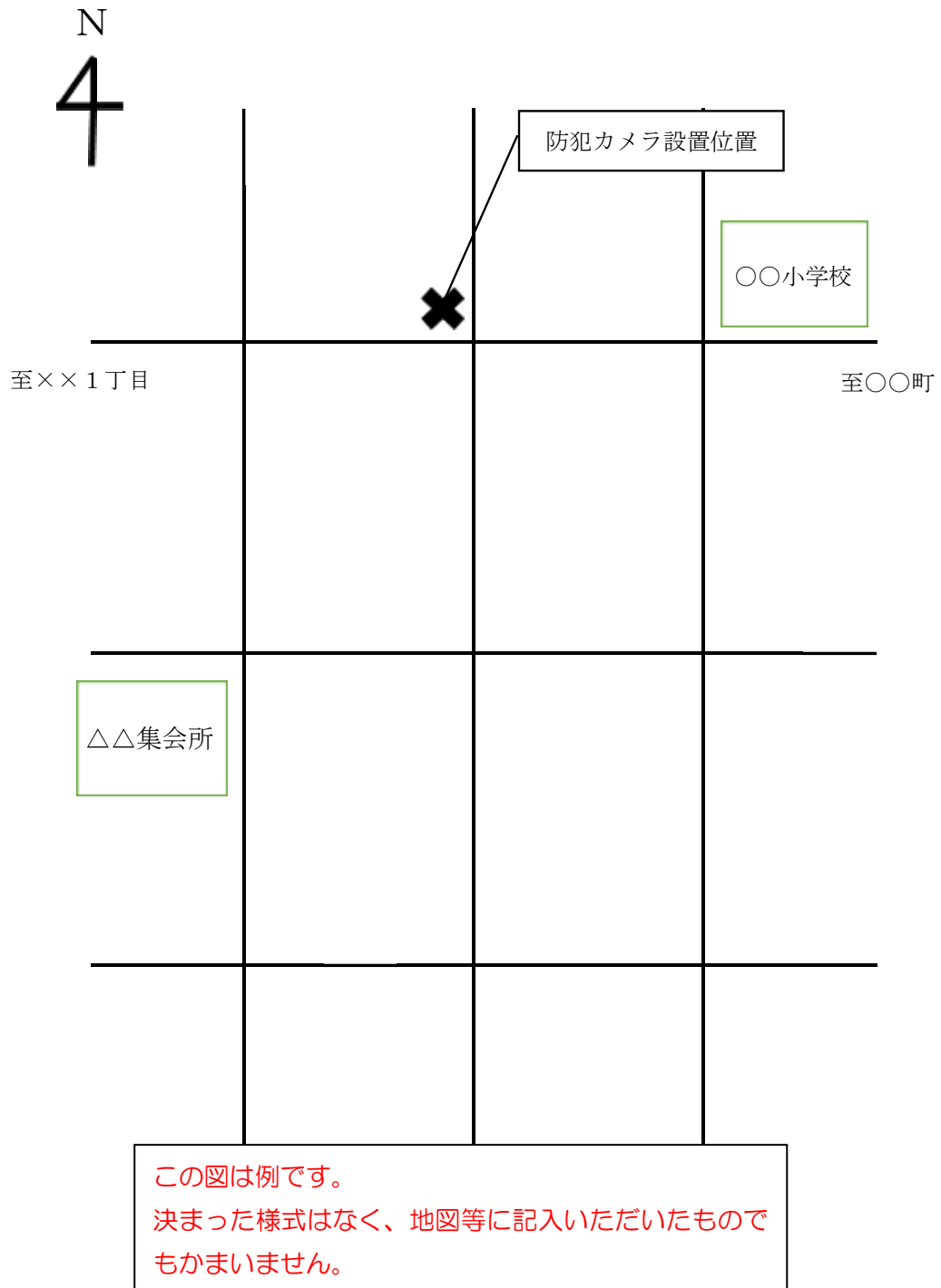
3 振込先

金融機関名	交付される補助金の振込先口座を、通帳等を確認しながら記入してください。 口座は、請求団体の名義で開設された口座を指定してください。					
支店名						
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号				
フリガナ						
口座名義人						

備考

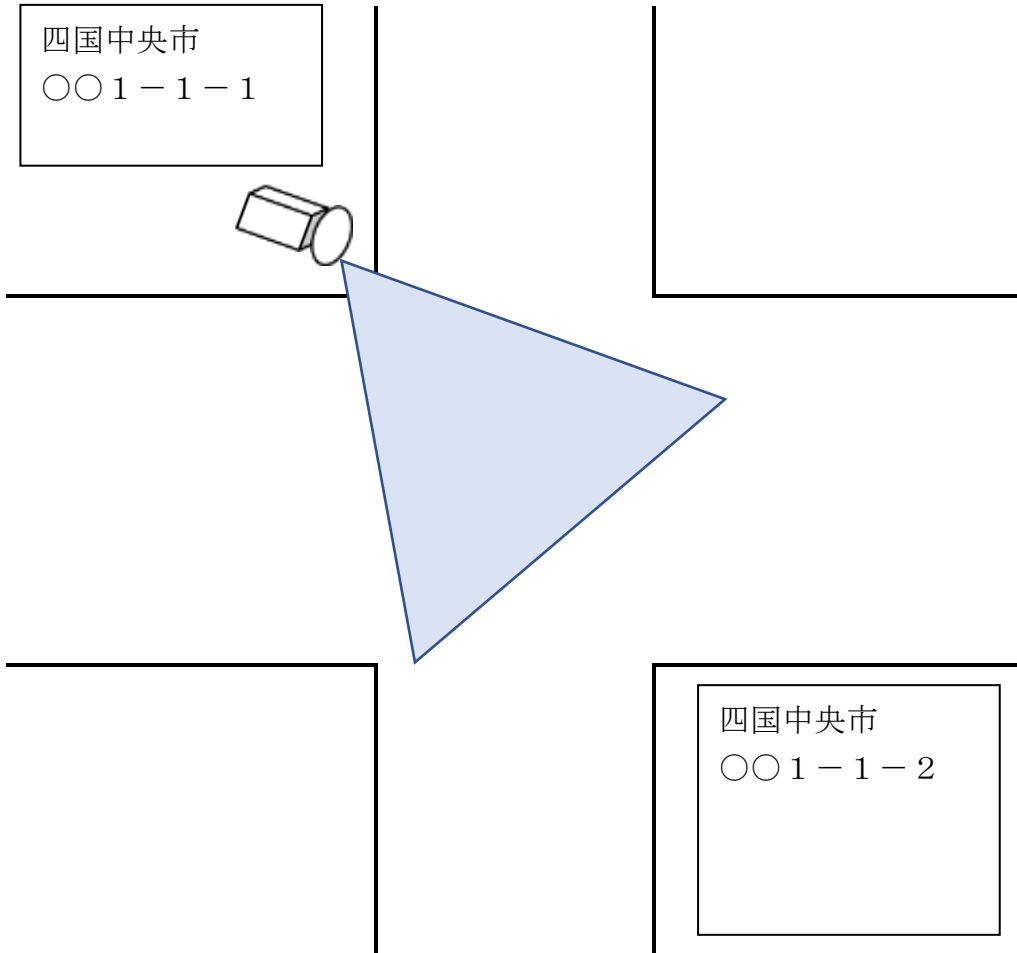
- 1 振込先の口座名義は、請求者本人の口座に限ります。
- 2 口座通帳の見開き1ページ目の写しを添付してください。

防犯カメラ設置位置図【例】



防犯カメラ撮影範囲図【例】

N
4



この図は例です。
決まった様式はなく、地図等に記入いただいたもので
もかまいません。

土地・建物使用同意書 [参考様式]

年 月 日

様

住 所

氏 名

⑩

私が（所有 ・ 管理）する下記（土地 ・ 建物）に、_____が
防犯カメラ等を設置することについて、次の条件を承諾し、使用することに同意
します。

記

土地・建物所在地：_____

<条件>

1. 上記所在地の所有権を他に譲渡するときは、その譲渡人に対しこの同意内
容を継承すること。
2. 使用料は _____ とする。

同意書作成例

土地・建物使用同意書 [参考様式]

年 月 日

〇〇自治会 様

住 所 四国中央市〇〇1丁目1-1

氏 名 四国 花子 ⑩

私が(所有)・管理)する下記(土地・建物)に、〇〇自治会が防犯カメラ等を設置することについて、次の条件を承諾し、使用することに同意します。

記

土地・建物所在地：四国中央市〇〇1丁目1-1

<条件>

1. 上記所在地の所有権を他に譲渡するときは、その譲渡人に対しこの同意内容を継承すること。
2. 使用料は無償とする。

設置にあたっての条件などを所有者との間で設定してください。

防犯カメラ設置同意書 [参考様式]

年 月 日

様

住 所

氏 名

⑩

私は、_____が、下記所在地に防犯カメラ等を設置することについて、
設置の趣旨や撮影の範囲等の説明を受け、設置に同意します。

記

所在地：_____

同意書作成例

防犯カメラ設置同意書 [参考様式]

年 月 日

〇〇自治会 様

住 所 四国中央市〇〇1丁目1-2

氏 名 中央 次郎 ⑩

私は、〇〇自治会 が、下記所在地に防犯カメラ等を設置することについて、設置の趣旨や撮影の範囲等の説明を受け、設置に同意します。

記

所在地：四国中央市〇〇1丁目1-1

防犯カメラ管理運用規定の例

_____防犯カメラ管理運用規定

1 目的

この規定は、四国中央市_____に設置する防犯カメラ等について、個人のプライバシー保護に配慮しつつ、地域における街頭犯罪発生の抑止及び犯罪のおきにくい安全安心なまちづくりを推進するため、防犯カメラの設置及び運用に関する必要事項を定め、防犯カメラの適正な管理を図ることを目的とする。

2 管理責任者及び操作責任者

- (1) 防犯カメラの適正な運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 防犯カメラの適正な操作を行わせるため、操作責任者を置くものとする。
- (3) 管理責任者及び操作責任者は、別表1のとおりとする。

3 管理及び運用

- (1) 管理責任者は防犯カメラにより撮影した映像データや機器の保全、管理及び運用の責任者として、これを適正に行わなければならない。
- (2) 操作責任者は、防犯カメラにより撮影した映像データの抽出など、機器操作の責任者として、これを適正に行わなければならない。
- (3) 防犯カメラの操作は、管理責任者の監督のもと、操作責任者若しくはこれに代わる者が行うものとする。

4 設置の場所等

- (1) 設置の場所及び設置台数
防犯カメラ設置場所及び設置台数は別表2のとおりとする。
- (2) 防犯カメラの撮影区域の見やすい場所に、防犯カメラにより撮影を行っている旨を表示した表示板を掲示することとする。

5 映像データ等の管理

(1) 保管場所

防犯カメラにより撮影した映像データが記録される記録媒体は、施錠設備がある場所等で保管する。

(2) 禁止事項

防犯カメラの設置目的を達成するために必要な場合を除き、次に掲げる事項を禁止とする。

ア 映像データの外部への持ち出し、送信、転送

イ 映像データの複写

ウ 映像データの加工、編集

(3) 映像データの保管及び消去

6 画像の利用及び提供の制限

(1) 利用及び提供

防犯カメラにより撮影した映像データは、設置目的以外のために利用せず、第三者に閲覧させ、提供しないものとする。

ただし、次の場合はこの限りではない。

ア 法令に基づき提供する場合

イ 捜査機関から犯罪の捜査等のために照会があった場合

ウ 人の生命、身体または財産の保護のため、緊急に必要があると認められる場合

(2) 記録

上記により映像データの提供を行う場合は、提供日時、提供先、提供理由、提供した映像の範囲等を記録することとする。

7 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、定期的な保守点検を行うこととする。

8 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けた場合は、迅速かつ誠実に対応するものとする。

(附則)

この規定は、 年 月 日から施行する。

別表 1

管理責任者及び操作責任者

対象の防犯カメラ	指定区分	氏名	連絡先
	管理 ・ 操作		
	管理 ・ 操作		
	管理 ・ 操作		
	管理 ・ 操作		

別表 2

防犯カメラ設置場所

管理 番号	設置場所	設置台数	設置年月日	撮影データ 保管場所